

第 1 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 1 6 年 3 月 3 0 日 (火)

閉会 平成 1 6 年 3 月 3 0 日 (火)

那賀 5 町合併協議会

第 1 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	委員及び事務局の紹介	P 4
	来賓挨拶	P 6
	議長選出	P 8
	会議運営申し合わせ事項について	P 9
報告第 1 号	那賀5町合併協議会規約について	P 1 0
報告第 2 号	那賀5町合併協議会規約に関する協議書について	P 1 1
報告第 3 号	那賀5町合併協議会幹事会規程について	P 1 1
報告第 4 号	那賀5町合併協議会専門部会規程について	P 1 2
報告第 5 号	那賀5町合併協議会事務局規程について	P 1 2
報告第 6 号	那賀5町合併協議会財務規程について	P 1 2
報告第 7 号	那賀5町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定書について	P 1 3
議案第 1 号	那賀5町合併協議会会議運営規程（案）について	P 1 3
議案第 2 号	那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）について	P 1 4
議案第 3 号	那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱（案）について	P 1 5
議案第 4 号	那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償の関する規程（案）につ いて	P 1 6
議案第 5 号	那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程（案）につ いて	P 1 7
議案第 6 号	那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程 （案）について	P 1 7
議案第 7 号	那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程（案）について	P 1 8
議案第 8 号	平成15年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について	P 1 9
議案第 9 号	平成15年度那賀5町合併協議会予算（案）について	P 1 9
議案第 10 号	平成16年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について	P 2 0
議案第 11 号	平成16年度那賀5町合併協議会予算（案）について	P 2 0
協議第 1 号	合併協定項目について	P 2 1
協議第 2 号	合併の方式について	P 2 5
協議第 3 号	合併の期日について	P 2 6
協議第 4 号	新市の名称について	P 2 7
協議第 5 号	新市の事務所の位置について	P 2 7
協議第 6 号	新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて	P 2 7
協議第 7 号	新市建設計画の策定について	P 2 7
	次回協議会の開催について	P 2 9
	閉 会	

第 1 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録									
開 催 年 月 日		平成16年3月30日（火）							
開 催 場 所		粉河ふるさとセンター 1階 小ホール							
開会及び閉会時間		開会 午後2時00分				閉会 午後4時00分			
会議録署名委員		仮 屋 肇 昇		南 木 和 子		議 長		服 部 一	
出席並びに欠席委員 出席 36名 欠席 名 凡例 ○ 出席 × 欠席		委 員 氏 名			出欠	委 員 氏 名			出欠
		会 長	服 部 一		○	委 員	原 延 治		○
		副会長	中 村 慎 司		○	委 員	黒 田 七 郎		○
		副会長	大 森 道 夫		○	委 員	仮 屋 肇 昇		○
		委 員	根 来 公 士		○	委 員	岡 田 邦 夫		○
		委 員	藤 永 知 宏		○	委 員	藤 田 佐代子		○
		委 員	木 戸 昌 明		○	委 員	山 下 忠 男		○
		委 員	榎 本 喜 之		○	委 員	千 田 弘		○
		委 員	奥 順 司		○	委 員	山 岡 年 文		○
		委 員	上 野 富 一		○	委 員	宇 田 寛		○
		委 員	南 木 和 子		○	委 員	津 田 愛 珂		○
		委 員	増 田 敏 郎		○	委 員	西 平 美 和		○
		委 員	高 橋 一 正		○	委 員	武 部 善 次		○
		委 員	杉 原 勲		○	委 員	高 田 英 亮		○
		委 員	松 井 信 雄		○	委 員	竹 村 広 明		○
		委 員	大 西 洋太郎		○	委 員	松 浦 猛		○
		委 員	柳 本 益 代		○	委 員	河 上 泰 三		○
		委 員	東 健 児		○	委 員	田 村 美代子		○
		委 員	丸 井 幸 次		○	委 員	松 田 長次郎		○
		合併協議会幹事		打 田 町	総務課長	岩 坪 初 雄		企画室長	
粉 河 町	総務課長			宇 野 康 夫		企画課長		富 松 基 和	
那 賀 町	企画室長			南 侑 輝		総務課長		中 谷 裕 亮	
桃 山 町	総務課長			竹 中 俊 和		企画室長		吉 田 靖	
貴志川町	総務課長			田 村 武		企画情報課長		西 川 繁	
和歌山県関係		社会福祉局長		堂 本 正 秀		県民行政部長		南 口 勝 彦	
		地域行政課長		山 崎 良 彦		地域行政課総括主任		稲 葉 信	
合併協議会事務局		事務局長	黒 田 敏 弘			補 佐		浅 野 徳 彦	
		次 長	奥 谷 敏 夫			係 長		乾 浩 二	
		参 与	小 島 大			係 長		杉 本 太	
		総務課長	栗 山 房 大			係 長		嶋 田 雅 文	
		調整課長	狭 間 秋 友			係 長		松 井 孝 作	
		計画課長	岩 坪 純 司			係 長		栗 本 宗 彦	
		主 幹	堀 内 信 宏			係 長		中 村 健	
		補 佐	半 田 雅 己			主 事		國 部 毅 聡	
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

事務局（次長 奥谷敏夫）	ご案内の時間となりましたので、ただいまから「第1回那賀5町合併協議会」を開催させていただきます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、事務局の奥谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 開会に当たりまして、委員の皆様にあらかじめご了承をいただきたいことがございます。 会場内に傍聴を希望される方々にご入場いただいておりますが、これは後ほど議案第1号「合併協議会会議運営規程（案）」でご協議いただき、ご決定いただいた後、ご入場いただくのが本意ではございますが、合併協議は住民の方々にとりましても非常に大切な問題であり、会議の内容を知っていただくことが新しいまちづくりに、より理解を得られやすいのではないかとということで、誠に恐縮ではございますが、あらかじめ会長の判断で傍聴席にお座りいただいておりますので、委員の皆様方のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、ただいまから会議に入らせていただきますが、事前に配布させていただいております本日の会議資料をお持ちでない委員の方は、事務局までお申し出ください。 また、席順につきましては、建制順にお座りをいただいております。 次回以降もこの席順で会議を開催させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。 それから、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードへの設定をお願い申し上げます。 それでは、会議次第2番の会長挨拶ということで、那賀5町合併協議会会長粉河町長 服部 一よりご挨拶申し上げます。 どうも皆さん、ご苦労さまでございます。
会長（服部 一）	このたび、那賀5町合併協議会の会長という大役を仰せつかりました、粉河町長の服部でございます。 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、当合併協議会委員のご就任をお願いいたしましたところ、快くご承諾をいただき、また本日はお忙しい中、本会議にご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。 また、ご来賓の皆様方には、公務ご多忙の中にも関わりませず、本日の会議にご臨席を賜り、誠にありがとうございます。 私たち、打田町・粉河町・那賀町・桃山町及び貴志川町の5町は、これまでの様々な合併協議の経過を踏まえた上、この5町でもって新しいまちづくりを行うことを確認しあい、去る2月25日に開催された臨時議会において、「那賀5町合併協議会設立について」ご提案し、それぞれ5町においてご可決を賜り、本日こうして5町の法定協議会という正式な場において合併に関する協議をスタートできますことは、誠に感慨深いものがございます。 可決されました規約に基づきまして、5町の町長で協議を行った結果、会長に私が、そして副会長には中村貴志川町長と大森桃山町議会議長が就任させていただきましたことをここにご報告申し上げます。

事務局（次長 奥谷敏夫）	さて、これまでの経過に思いを馳せますと、ご来賓並びに委員の皆様方をはじめ多くの方々には、時にはご心配をおかけし、また相談もしてまいりましたが、その都度温かいご指導とご支援を賜りましたことに対して、改めて心から感謝申し上げる次第であります。本日の協議会を第1回とし、今後はこの5町が会議資料の表紙にもございますように、合併協議5か条を踏まえ、合併に向かって合併の是非も含めて協議を行っていくわけではありますが、同じ郡内の町とはいえ、各分野におきましてそれぞれ事情が異なり、一朝一夕には合併協議がなし得るものではないと思います。 しかし、お互いの立場を理解し尊重しながら、新しいまちづくりを目標に力を合わせれば、必ずや我々の町にとって最善最良の選択ができるものと確信をしております。また、そのことが私たちに課せられた最大の責務であると感じております。既にご存知のとおり、合併特例法の期限であります平成17年3月を念頭におきますと、合併協議に費やせる時間は多く残されておられません。戦後復興から半世紀以上が経過し、地方自治を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。行政もその変化に時々刻々対応していかなければなりません。 市町村合併は、現代に生きる方々の理解を得ることはもちろんのこと、我々の子や孫の世代に至るまで希望を持って暮らせるまちづくりが行えるよう、相当の覚悟をもって取り組まなければならない歴史に残る一大事業であると考えております。これからは、委員の皆様方と心をつなげて「5町合併」を目指し、一步一步協議を進めてまいりたいと思いますので、更なるご協力をくださいますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。 それでは、次に会議次第3番の委員及び職員の紹介を私の方からさせていただきます。 なお、建制順に基づき、ご紹介をさせていただきますので、呼ばれた皆様方にはその場でご起立をお願いいたします。 それでは、お名前を読み上げさせていただきます。 打田町、根来公士 様 藤永知宏 様 木戸昌明 様 榎本善之 様 奥 順司 様 上野富一 様 南木和子 様 粉河町、服部 一 様 増田敏郎 様 高橋一正 様 杉原 勲 様 松井信雄 様 大西洋太郎 様 柳本益代 様 那賀町、東 健兒 様
-----------------	--

	丸井幸次 様 原 延治 様 黒田七郎 様 仮屋肇昇 様 岡田邦夫 様 藤田佐代子 様 桃山町、山下忠男 様 千田 弘 様 大森道夫 様 山岡年文 様 宇田 寛 様 津田愛珂 様 西平美和 様 貴志川町、中村慎司 様 武部善次 様 高田英亮 様 竹村広明 様 松浦 猛 様 河上泰三 様 田村美代子 様 那賀振興局、松田長次郎 様 以上が、協議会委員の皆様方です。 なお、松田委員につきましては、４月１日付で地方労働委員会事務局長にご栄転されます。 後任には、堂本正秀氏が那賀振興局長として就任されますので、ご紹介申し上げます。 堂本局長には、就任後、協議会委員にご委嘱申し上げたいと存じます。 続きまして、事務局の職員を紹介をさせていただきます。 事務局長の黒田です。那賀町からの派遣です。 参与の小島です。和歌山県からの派遣です。 総務課課長の栗山です。桃山町からの派遣です。 同じく、課長補佐の半田です。打田町からの派遣です。 同じく、係長の乾です。那賀町からの派遣です。 同じく、係長の栗本です。貴志川町からの派遣です。 同じく、係長の中村です。粉河町からの派遣です。 調整課課長の狭間です。貴志川町からの派遣です。 同じく、課長補佐の浅野です。粉河町からの派遣です。 同じく、係長の嶋田です。桃山町からの派遣です。 同じく、係長の松井です。打田町からの派遣です。 同じく、主事の國部です。貴志川町からの派遣です。 計画課課長の岩坪です。打田町からの派遣です。
--	--

中山副知事	同じく、主幹の堀内です。桃山町からの派遣です。 同じく、係長の杉本です。那賀町からの派遣です。 そして、最後に粉河町から派遣されております次長の奥谷です。 以上、職員１６名のほか、臨時職員２名、合わせて１８名体制で担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、会議次第４番に移らせていただきます。 本日、公務ご多用の中、当協議会の開催に当たりまして、ご臨席をいただいておりますご来賓の皆様方よりご祝辞を賜りたいと存じます。 最初に、和歌山県知事 木村良樹様、よろしくお願いいたします。 皆さん、こんにちは。副知事の中山でございます。 ここまで至るまでに大変な皆さんご苦勞があったと思います。皆さんのご努力によりまして、第１回那賀５町合併協議会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。私から知事のあいさつをかわりに申し上げさせていただきます。 第１回那賀５町合併協議会のご盛会をお祝い申し上げます。 皆様には、日ごろから県政各般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。 ５町での協議会設置に至るまでの関係の皆様のご苦勞と協議会委員各位のご尽力に対しまして厚くお礼と敬意を表したいと思います。 現在、県内各地で合併に向けまして具体的な協議が行われておりまして、合併を契機といたしまして、歴史、文化、自然の資源を活用しました観光産業や、農林水産業、あるいは商工業の振興による地域の活性化を図ることがそれぞれ検討をされているところでございます。 また、先日、県内における平成の大合併の第１号でございます南部町及び南部川村の合併によるひらがなのみなべ町の設置について、先日、県議会の議決を得て決定したところでございます。 当地域におきましても、今後、合併による行財政基盤の充実に基づいた新しいまちづくりやスケールメリットを生かした組織・人づくりについて、この合併協議会を中心に議論されていくものと存じてございます。 県といたしましては、地域コミュニティ活動の活性化を図る、合併特例交付金や、あるいは電算システム統合への支援など、和歌山県市町村合併支援プランに基づく様々な支援と合わせまして、合併による新しいまちづくりのため、皆さんとともに努めてまいりたいと考えてございます。 今後、具体的な情勢に委ねることと存じますが、どうか、皆様には地域全体の発展という大局に立った活発なご議論のもと、２１世紀にふさわしい夢のあるまちづくりのためのビジョンを描いていただき、その着実な実行をご期待申し上げ、私のお祝いと激励の挨拶といたします。 平成１６年３月３０日 和歌山県知事 木村良樹。代読でございます。 本日は、本当におめでとうでございます。
事務局（次長 奥谷敏夫） 東県議会議員	ありがとうございました。 続きまして、県議会議員 東 幸司様。よろしくお願いいたします。 皆様こんにちは。ご紹介いただきました県議会の東でございます。

事務局（次長 奥谷敏夫）	本日は、県議会より山田議員さんもぜひとも出席をさせていただきたいということだったんですが、どうしてもものっぴきならない私用が重なりまして出席ができませんでしたので、大変僭越でございますけれども、県議会を代表いたしまして一言ごあいさつを申し述べたいと存じます。 本日は、この栄えある第1回的那賀5町合併協議会が開催されますことを心からお喜びを申し上げます。そしてまた、本日に至るまで各委員さんにおかれましては本当に並々ならぬご苦勞をしてこられたということで、そのご尽力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。 我々県議会議員は、昨年の4月に当選をさせていただきまして、その後、3人でいろいろとこの県政について意見交換をし、また話をしてまいりました。その中で一番大きく比率と言いましょうか、常に話題に上ったのがこの合併の件でございます。山田議員も、そしてまた今は亡き大原議員もですね、この合併に向けてぜひとも5町で一緒になって欲しいという思いがあったわけでありまして。岩出町さんにおきましては単独で市制を目指されるということでありまして。我々選挙を通じまして郡民の皆さんと色々な方々とお話をする中で、何とかこの5町だけでも一緒になれないのかという話があちこちで聞いてまいりました。これは私も、また山田議員も、また亡き大原議員もまったく同感でございました。 そういった意味で、本日この日を迎えられることに本当に我々県議会議員としましても、感激ひとしおでございます。 大原議員におかれましては、昨年お亡くなりになりましたわけでありましてけれども、さぞや天国から本当に大変大いに喜んでくれていることだというふうに思っております。 県下では、この合併においていろいろと混沌としている状況でございます。また国におきましては、道州制というところまで議論が至っているところでございますので、我々和歌山県としましても、やはり広域合併の必要性というものを大いに感じるわけでございます。 これから皆様方におかれましては、いろいろとすり合わせをしなければいけないことが多数あるというふうに聞き及んでおります。そういった意味で皆様方にはますますこれからまた更なるご苦勞をいただくわけでございますけれども、小異を捨てて大同に着くという精神でもって郡民のために大所高所から実り多い協議がなされまして、そしてまた理想的な合併が実現できますことを切にお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますけれども、私のご挨拶にかえさせていただきます。 本日は、本当におめでとうでございます。ありがとうございました。 ありがとうございました。 まだまだご臨席をいただいておりますご来賓の皆様方にご祝辞をいただくのが本意ではございますが、時間の関係上、ご紹介をもってかえさせていただきたいと思っております。 なお、順不同でございますので、お許しをいただきたいと思います。 和歌山県 副知事 中山次郎様 衆議院議員 石田真敏様秘書 中井 毅様 同じく、西 博義様秘書 松浦六男様
-------------------------	--

議長（会長 服部 一）	同じく、岸本 健様秘書 杉本 渡様 参議院議員 世耕弘成様秘書 望月貴文様 同じく、鶴保庸介様秘書 坂本佳隆様 和歌山県議会議員 東 幸司様 以上の方々にご臨席をいただいております。ありがとうございます。 次に、ご祝電をいただいておりますので、ご披露申し上げます。 第一回那賀5町合併協議会が開催されますことを心よりお祝い申し上げます。 これまでの様々な経過を踏まえられ、本日の開催に結び付けられました関係者の皆様のご努力に敬意を表します。 本協議会が十分に初期の成果を上げられますことを、ご参会の皆様のご健勝とご繁栄を心から祈念申し上げます。衆議院議員 石田真敏様 第一回那賀5町合併協議会の開催にあたり、ご関係各位の並々ならぬご尽力に心から感謝を申し上げますとともに、貴会の益々のご発展並びに皆様のご健勝をお祈り申し上げます。衆議院議員 西 博義様 第一回合併協議会の開催を心よりお喜び申し上げます。関係の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げ、今後、合併に向けさらに充実した活動を展開されますよう、合わせてご参会の皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げます。衆議院議員 岸本 健様 第一回那賀5町合併協議会のご盛會を心からお喜び申し上げます。 今回、ご開催に対しご尽力なされました服部会長様をはじめ、関係各位の皆様方に深甚なる敬意を表しますとともに、地域益々のご発展とご参会の皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念いたします。総務大臣政務官 参議院議員 世耕弘成様 第一回那賀5町合併協議会の開催をお喜び申し上げます。 輝かしい未来のために、豊かでうるおいのある新しいまちづくりを目指し、貴協議会様のご発展とご参会の皆様方のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。国土交通大臣政務官 参議院議員 鶴保庸介様 以上です。ありがとうございました。 なお、ご来賓の皆様方につきましては、公務ご多忙のため、これを持ちまして退席をされます。いま一度盛大な拍手をもってお礼にかえたいと存じます。 それでは、会議次第5番の議長の選出に移らせていただきます。 議長につきましては、那賀5町合併協議会規約第10条第2項の規定により、「会議の議長は、会長をもって充てる。」となっておりますので、会長は議長席へお願いします。 では、ご指名をいただきましたので、議長を努めさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げたいと思います。 第1回目の会議でいささか会議場が緊張気味でありますけれども、ひとつ少し時間がかかるようでありますので、肩の荷を降ろして、いろいろご協議をお願いしたいと思います。 では、挨拶を抜きにしまして、早速でありますけれども、会議次第に従いまして進めさせていただきます。 ただいまの出席委員は36名であります。那賀5町合併協議会規約第10条第1
-------------	---

事務局（次長 奥谷敏夫）	項の規定の過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことを、まずもってご報告いたします。全員の出席でございます。 それでは、会議次第第6番目の申し合わせ事項についてを議題といたします。事務局から説明をしてください。 では、会議次第第6番目の申し合わせ事項についてご説明申し上げます。 会議資料の3ページをお開きください。 この件につきましても、後ほど会議運営規程（案）でご協議いただき、ご決定いただいた後、提案するのが本意ではございますが、これからの会議運営に関する事柄でございますので、前もってご提案させていただきますことをご了承いただきたいと存じます。 申し合わせ事項と申しますのは、本合併協議会の会議運営がスムーズに進行いたしますように、あらかじめ委員の皆様方のご了承をいただき、会議運営のルールづくりを決めていただくということでございます。 まず、第1点でございますが、会議の開催についてお願いをしております。委員の皆様方は、お忙しい方ばかりですので、あらかじめ日程調整をしていただきやすいように、次回から基本的には別紙開催予定表のとおり開催させていただきたいと考えております。 なお、各町の定例議会開催等と競合する際には、この限りではなく、調整をさせていただきます。 また、会場につきましては、5町で持ち回りをさせていただきたいと考えております。 2点目は、協議会へ提案する事項の分類方法についてでございます。4ページをご覧ください。 報告事項につきましては、協議会の規約等によりまして、「会長が定める。」というように会長に委任された事項。研究・調査活動における報告事項。協議会での協議の中で、「次回報告してください。」という報告を求められた事項。これらは、以後、報告として取り扱いをさせていただき、「報告第〇〇号」と表記をします。 次に、協議項目でございますが、協議項目は2つに分類させていただいております。 まず、議案という分類がございます。議案というのは、この協議会において決定できるもの、いわゆる「協議会で定める。」という規約等に基づくものについては、この協議会で決定をいたします。これには、「議案第〇〇号」と表記します。 もう一つの協議事項とは、本協議会で中心になります各町の調整事項の協議等で、「協議第〇〇号」と表記いたします。 次に、また3ページへ戻っていただきまして、3点目の会議録の調整であります。那賀5町合併協議会会議運営規程第7条に規定するものと、全文記録による会議録も調整するものでございます。 4点目には、資料提供の取り扱いでございます。 会議資料は傍聴者に対しても配布するということでございます。 続きまして、5点目、オブザーバーの参加についてでございますが、オブザーバーにつきましては、那賀郡町村会事務局長を考えております。
-----------------	--

議長（会長 服部 一） 中村委員	オブザーバーは、表決には加わりません。オブザーバーの発言につきましては、次の２点に留意してお願いいたしたいと考えております。 まず、発言をされる場合は、議長の許可を得て、意見を述べていただくということが原則でございます。 発言内容の取り扱いにつきましては、あくまでもこの協議会における参考意見としてお伺いするというところでございます。 それと、質問等があった場合は、「議長の判断を仰ぎながら質問を受ける。」そういう形でご参加いただこうと考えております。 最後に６点目のその他については、合併状況を把握するために、那賀振興局県民行政部長及び那賀５町合併協議会幹事が同席するというものでございます。 以上です。 ただいま、事務局から説明がありました第６番の申し合わせ事項につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
議長（会長 服部 一） 事務局（次長 奥谷敏夫）	先の話なんですけれども、第４木曜日、９月２３日、１２月２３日はこれは祭日よ。たまたま定例議会のちょうど時期でもあるので、前もっていつすると決めておいた方が、各町の議会の段取りがいいのではないかなと思うので。祭日でもやるのかい。 この点について、事務局どうでございしますか。 失礼しました。会議資料の７８ページ、一番最後をご覧いただきたいと思います。これを先に説明すればよかったんですが、申しわけございません。一応第１０回までの平成１６年１２月までの日程を載せております。一応これで予定したいと思いますのでよろしくお願いします。
議長（会長 服部 一） 中村委員 議長（会長 服部 一）	中村委員さん、よろしゅうございしますか。 はい。 他にご質問、ご意見ございませんか。 ないようでしたら、次に移らせていただいてよろしゅうございしますか。
事務局（次長 奥谷敏夫）	（「なし。」の声あり。） では、次に会議次第７番目の議事に入ります。 （１）の報告事項について、第１号から７号までを一括して議題といたします。事務局より説明をしてください。 ご質問につきましては、説明の後、一括してお受けしたいと思いますので、まず説明をお聞きいただきたいと思います。 それでは、報告第１号から順を追ってご説明申し上げます。会議資料の７ページをお開きください。 まず、報告第１号「那賀５町合併協議会規約について」でございします。規約につきましては、全１９条で構成をしております。 第１条は、法律の根拠を明記しております。 第２条は、協議会の名称であります。名称については、「那賀５町合併協議会」と定めております。

	第3条は、本協議会で行っていただく事務の範囲を定めております。5町の合併に関する協議と建設計画の作成となっております。 第4条は、協議会の事務所についてであります。 第5条から第8条までは、協議会の組織・構成であります。 第9条及び第10条は、会議の運営規定でございます。会議は委員の半数以上の出席を必要としてございます。 第11条は、小委員会についての定めですが、合併協議を進める過程において、いろいろな協議事項が出てまいります。協議項目によっては、専門的に協議・検討していただけるよう、会議に諮って小委員会を設置することができる規定です。 第12条は、協議会に提案する事項について協議、調整をするために幹事会を置く規定であります。 第13条は、事務局の規定です。 第14条は、経費の負担の定めです。 第15条は、協議会の監査についての定めです。 第16条は、財務についての定めです。 第17条は、委員に対する報酬及び費用弁償についての定めです。 第18条は、解散の場合の措置について定めております。 第19条は、附則の定めで、この規定に関し必要な事項は会長が別に定めるとの根拠規定でございます。 以上が、合併協議会規約でございます。 続きまして、10ページをお開きください。報告第2号「那賀5町合併協議会規約に関する協議書」についてを報告させていただきます。 先程ご説明いたしました那賀5町合併協議会規約に基づき、5町の長が協議して定める事項について協議書を取り交わしております。 1点目は、事務所の位置についてであります。事務所は、粉河町粉河681番地の4、食糧事務所粉河分室庁舎内に置いております。 2点目の会長、副会長及び3点目の5町の議会が推薦した議員及び学識経験を有する委員であります。それぞれ記載のとおりとなっております。 4点目の事務局職員ですが、5町より3名ずつの職員15名と、県より1名の派遣職員、他アルバイト2名の18名で事務を進めております。 5点目の協議会の経費は、5町が均等して負担することになっております。 6点目の監査委員ですが、打田町の木戸昌明委員、那賀町の仮屋肇昇委員が5町の長の協議により選任され、委嘱されております。 なお、この協議は、平成16年2月25日に協議を終えております。 次に、13ページをお開きください。 報告第3号「那賀5町合併協議会幹事会規程について」でございます。 第1条は、設置根拠です。 第2条は、所掌事務について規定しております。幹事会は会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議または調整を行います。 第3条は、幹事の構成です。別表にもございますように5町の助役・総務課長・企画課長等で構成されております。
--	---

	第4条は、幹事会の組織規定です。 第5条は、会議についての規定です。 第6条は、幹事会の下部組織として、10の専門部会を設置し、各協議項目について協議・調整するものであります。 第7条は、協議結果の報告についての規定です。 第8条は、庶務についての規定です。 第9条は、幹事会の求めに応じ、出席した者に対する費用弁償についての規定です。 附則として、この規程は平成16年2月25日から施行いたしております。 次に、16ページをご覧くださいと思います。 報告第4号「那賀5町合併協議会専門部会規程について」であります。 第1条は、設置根拠です。 第2条は、所掌事務について規定しております。具体的には、協議会規約第3条に規定しております合併に関する協議、新市建設計画の策定等に関して専門的な調整が必要な事項について調査または協議を行います。 第3条は、専門部会の構成です。別表にございますように、5町の全課・全室が担当し、必要に応じて分科会を設けることができる旨定めております。 第4条は、組織規定で、第5条は、役員の職務について規定しております。 第6条は、会議規定で、第7条は、協議結果の報告について規定しております。 第8条は、庶務規定、第9条は、費用弁償についての規定であります。 附則として、この規程は平成16年2月25日から施行いたしております。 次に20ページをお開きください。 報告第5号「那賀5町合併協議会事務局規程について」でございます。 第1条は、設置の根拠、第2条は、所掌事務について規定しております。 第3条は、事務局職員等についての規定です。なお、所掌事務については、別表にございますように総務課、調整課、計画課の3課体制となっております。 第4条は、職員の職務について定め、第5条、第6条及び第7条は、決裁についての規定です。 第8条、第9条は、文書及び公印の取り扱いについて規定しております。 第10条は、服務について、第11条は、職員の給与等について定めております。 附則として、この規定は、平成16年2月25日から施行いたしております。 次に25ページをご覧ください。 報告第6号「那賀5町合併協議会財務規程について」です。 第1条は、趣旨についての根拠を示しております。 第2条は、予算についての規定ですが、会長が毎会計年度開始前に予算を調整し、会議に諮ることとしております。次のページの附則の2をごらんください。初年度に限り「会計年度開始前」とあるのを「第1回において」と読み替える規定を定めております。 それから、本協議会の発足が2月25日であった関係上、本日の協議会の開催日までの間については、この予算の項目に当てはめて事務の準備をさせていただいております。
--	---

議長（会長 服部 一）	第3条は、補正予算に関する規定で、第4条は、歳入歳出予算の区分についての規定で、次のページの別表に科目設定をしております。 第5条は、出納及び現金の保管についての規定、第6条は、出納員についての規定、第7条は、予算の流用及び予備費の充当についての規定、第8条は、決算規定、第9条は、収入及び支出の手続についての規定であります。 次に28ページをお開きください。 報告第7号「那賀5町合併協議会委員の身分等の取り扱いに関する協定書について」でございます。 協議会委員のうち、町長その他の常勤職員は、その身分で災害が補償されておりますが、その他の委員の方々は協議会委員に選任されただけで、身分保障がされておられません。 従いまして、選任された町におきまして非常勤職員公務災害補償制度が適用できますよう、それぞれの町で加入していただく協定を結んでおります。 以上で、報告事項の説明を終らせていただきます。 ただいま、事務局から報告事項ということで7項目の説明をいただきました。 各町で議決をされた協議会規約と、その規約に基づきます細かい各規程等について概略説明をさせていただきましたが、本協議会の運営を円滑に行うための規程でございます。不都合が生じればその都度改正していくつもりですので、その点よろしくお願いいたします。 ただいまの報告事項について、委員の皆様方のご質問なりご意見を受けることにいたします。何かございませんか。 不都合が生じればその都度改正していくということでもありますので、報告事項については以上のとおりの確認でよろしゅうございますか。 （「なし。」の声あり。） はい、ありがとうございます。 では、次に、議事の（2）の協議事項に入らせていただきます。 議案第1号の「那賀5町合併協議会会議運営規程（案）」についてを議題といたします。
事務局（総務課長 栗山房大）	事務局から説明をしてください。 議案第1号「那賀5町合併協議会会議運営規程（案）について」ご説明申し上げます。31ページをお願いいたします。 第1条は、趣旨についてでございます。協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。 第2条は、基本方針について定めております。 会議は原則的に公開するものとしておりますが、運営上著しく支障が生じると認められる場合は、非公開にできるということにしております。 第3条は、議長及び委員の責務について定めております。 第4条は、会議の開会・閉会及び委員の発言の仕方について定めております。 第5条は、会議の進行についての定めですが、本協議会は議決機関でなく調整機関であるという性格上、議事は本来的には全会一致が原則であります。やむを得ず表決をとる場合には地方自治法の「特別議決」にならって、3分の2以上の賛成

議長（会長 服部 一）	を必要とする旨規定しております。 第6条は、会議の傍聴に関する規定ですが、後ほど議案第2号で要綱をご提案させていただきます。 第7条、第8条及び第9条は、会議録に関する規定です。会議録は原則公開としております。会議録の公開に関する要項は、議案第3号においてご提案させていただきます。 第10条は、会議の規律を定めております。 第11条は、会議に関係人の出席を求める規定です。 第12条は、前条に定める関係人への費用弁償の規定です。 附則といたしまして、この規程は平成16年3月30日から施行するということでございます。 以上で、議案第1号「那賀5町合併協議会会議運営規程（案）について」のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 ただいま、議案第1号の「那賀5町合併協議会会議運営規程（案）について」を、事務局の方より説明がありました。 当協議会の会議の運営の規程について定めたものですが、この件につきましては、会議に諮ってご決定をいただき、この規程に基づいて会議運営を行っていくということでございます。 この件について、ご意見、ご質問ございませんか。 別にございませんか。 （「なし。」の声あり。） では、採決をさせていただきたいと思います。 議案第1号の「那賀5町合併協議会会議運営規程（案）について」異議はないということでございます。 よって、議案第1号「那賀5町合併協議会会議運営規程（案）について」は、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。 （「異議なし。」の声あり。） それでは、ただいま決定されました会議運営規程の中に、会議録に署名する委員は2名とし、議長が会議において指名すると定められておりますことから、早速ではありますが、本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。 会議録署名委員さんは、那賀町の仮屋肇昇委員さん、打田町の南木和子委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。 では、次に、議案第2号に入ります。「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）について」を議題といたします。
事務局（総務課長 栗山房大）	事務局から説明をしてください。 議案第2号「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）について」ご説明申し上げます。34ページをお願いいたします。 第1条の趣旨ですが、先ほど議案第1号でご決定いただきました「会議運営規程」の第6条第2項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものでございます。 第2条の傍聴定員ですが、基本的には30名としております。

議長（会長 服部 一）	第3条及び第4条で、傍聴の手続を定めております。 第5条以下で、傍聴人の制限及び遵守事項を定めておりますが、おおむね5町の議会の傍聴規程に準拠して定めております。 また、第7条では会議の撮影及び録音を行う場合は、議長の許可が必要と定めております。 第10条は、要綱に違反する場合は退場させることができる旨の規定です。 附則といたしまして、この要綱は平成16年3月30日から施行いたします。 以上で、議案第2号「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）について」のご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。 事務局の方から傍聴に関する要綱案について説明がございました。 この件に関して、ご意見、ご質問はございませんか。 （「なし。」の声あり。） では、お諮りいたします。 議案第2号「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）について」は、ご異議なしと認めます。 よって、「那賀5町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）について」は原案のとおり決定されました。
事務局（総務課長 栗山房大）	次に、議案第3号「那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱（案）について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 議案第3号「那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要項（案）について」ご説明いたします。38ページをお開きください。 第1条の趣旨についてでございますが、これも議案第1号でご決定いただきました「協議会会議運営規程」第9条第2項の規定に基づき、会議録等の公開及び会議資料の公開に関し、必要な事項を定めるものでございます。 第2条の公開の請求については、誰でも会議録等の公開を請求することができるとしております。 第3条の閲覧に供する会議録等については、会議録が確定した日以降に行うものですが、当該文書の写しでもって行うこととしております。 第4条は、会議録等の閲覧の申請様式を定めております。 第5条で、閲覧の場所及び時間を定めておりますが、構成町での閲覧については、それぞれの町において定められております公文書公開条例により、閲覧できるよう考えております。 第6条で、会議録等の写しに要する費用については、閲覧者の負担とするよう定めております。 附則として、この要綱は平成16年3月30日から施行するとしております。 以上で、議案第3号「那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱（案）について」のご説明を終わります。ご審議よろしく願います。
議長（会長 服部 一） 榎本委員	事務局から閲覧に関する要綱案についての説明がありました。 この件についてご質問なりご意見がございませんか。 ホームページ等とかでの公開の予定とかいうものはないでしょうか。和歌山県下

事務局（総務課長 栗山房大）	でも他の合併の協議会に関しては、小委員会の議事録まで公開されているような状況ですので、その辺についてちょっとお答えいただきたいと思います。 お答えいたします。 もちろんホームページの方でも情報公開をやっていく予定ですが、月に1回ずつ協議会だよりという町でいう広報紙みたいなもの、そういったものとあわせて情報公開をしていきたいと思っております。その中で今のご質問にありました資料の附属資料につきましても、ホームページでPDFファイルで見えていただけるようにやっていきたいとそういうふうに考えております。
議長（会長 服部 一）	榎本委員よろしゅうございますか。 他にございませんか。 では、ないようですので、議案第3号についてはご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしと認め、よって、「那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要綱（案）について」は原案のとおり決定されました。 次に、議案第4号「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について」を議題といたします。 事務局から説明をしてください。
事務局（総務課長 栗山房大）	議案第4号「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について」ご説明を申し上げます。41ページをお願いいたします。 第1条は、趣旨について定めております。 第2条は、報酬の額についての規定ですが、町長等特別職、一般職、議会議員を除く委員には日額5,000円を支給することとしております。 第3条は、費用弁償の額についての規定であります。一部事務組合の額等を勘案いたしまして、日額2,800円と定めております。 なお、支給範囲といたしましては、町長等の特別職、一般職員以外の委員の方々に支給することとしております。 第4条は、支給方法についての規定です。 附則といたしまして、この規程は平成16年3月30日から施行するということでございます。 以上で、議案第4号「那賀5町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）について」のご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。
議長（会長 服部 一）	事務局から報酬及び費用弁償に関する規程案の説明がございました。これについてご質疑、ご意見ございませんか。質疑ございませんか。 （「なし。」の声あり。） 質疑なしということでございます。 では、議案第4号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 原案どおり決定されました。 次に、議案第5号「那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程（案）について」を議題とします。

事務局（総務課長 栗山房大）	事務局から説明してください。 議案第5号「那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程（案）について」ご説明を申し上げます。43ページをお開きいただきたいと思います。 第1条の趣旨ですが、小委員会の設置は、協議会規約第11条第2項の規定に基づき、協議会の事務の一部について調査、審議等を行うことを目的として設置するものですが、今回提案させていただいております小委員会は、住民の方々の関心事であります新市の庁舎の位置、新市の名称及び町名、字名のための小委員会であります。 今後、他の事務で小委員会の設置が必要とされる場合は、その都度提案させていただきますので、あわせてよろしくお願いいたしたいと思います。 第2条の所掌事務ですが、新市の事務所の位置、名称の選考等に関し、調査、協議をお願いするものです。 第3条で、小委員会の委員構成を定めておりますが、「合併協議会規約」第7条に規定されております各町の町長5名、各町の議会議長5名、それから学識経験者のうち6名の委員、合計16名で構成していただきます。 第4条では、委員会の委員長及び副委員長は、構成委員の互選により選出していただく旨規定しております。 第5条は、会議の運営方法の規定でございまして、構成委員の3分の2以上の出席により会議を開催できる旨の規定です。 なお、小委員会も協議会と同様、傍聴できる旨の規定をしております。 第6条は、小委員会に付託された案件につきまして協議が整いましたら、協議会にご報告をお願いする旨の定めです。 第7条は、小委員会の庶務は、協議会事務局が担当させていただきます。 第8条は、学識経験等を有する関係人を招致した場合の費用弁償について定めております。 附則として、この規程は平成16年3月30日から施行いたします。 以上で、議案第5号「那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程（案）について」のご説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長（会長 服部 一）	事務局から第5号議案についての説明がございました。この件についてご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） ご質問がないようです。この第5号議案についてはご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしということでございますので、5号議案につきましては、原案のとおり決定されました。 次に、議案第6号「那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程（案）について」を議題といたします。
事務局（総務課長 栗山房大）	事務局から説明をしてください。 議案第6号「那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程（案）について」ご説明申し上げます。46ページをお願いいたします。 この小委員会につきましても、協議会規約第11条第2項の規定により設置する

議長（会長 服部 一）	ものでございます。合併後の新市の議員の定数及び任期について協議・調整するための小委員会であります。 第3条で、構成する委員を定めておりますが、合併協議会規約第7条に規定されております各町の議会議員5名と各町の学識経験者のうち5名、合計10名で構成していただきます。 第4条で、委員長及び副委員長は、構成委員の互選としております。 第5条は、会議の運営方法を規定しておりますが、構成委員の3分の2以上の委員のご出席をお願いいたします。傍聴もさせていただくよう規定しております。 第6条は、付託された案件について協議が整いましたら、協議会に報告する旨明記しております。 第7条は、委員会の庶務、事務局で行います。 第8条は、学識経験を有する関係人の招致についての費用弁償を定めております。 附則といたしまして、この規程は、平成16年3月30日から施行いたします。 以上で、議案第6号「那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程（案）について」のご説明を終わります。 どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。 事務局から、新市の議会議員の定数及び任期等の検討の小委員会の規程の提案で
事務局（総務課長 栗山房大）	ございます。 この件に関して、ご意見、ご質問ございませんか。 ご意見がないようでございます。 議案第6号については、ご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしと認め、第6号議案につきましては、原案のとおり決定されました。 次に、議案第7号「那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程（案）について」を議題といたします。 事務局から説明してください。 議案第7号「那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程（案）について」ご説明をいたします。49ページをお願いいたします。 この小委員会も協議会規約第11条第2項の規定により設置するもので、合併後の新市の将来像、まちづくりを示す新市建設計画策定のための小委員会であります。第2条の所掌事務ですが、新市建設計画の策定、住民の意識調査等に関し協議・調整をしていただきます。 第3条で、構成する委員を定めておりますが、「合併協議会規約」第7条に規定されております各町の助役5名、各町の学識経験者のうち5名、合計10名で構成していただきます。 第4条で、委員長及び副委員長は、構成委員の互選としております。 第5条は、委員会会議の運営方法を規定しておりますが、構成委員の3分の2以上のご出席をお願いしております。また、傍聴できるよう規定もしております。 第6条は、付託された案件について協議が整いましたら、協議会にご報告すべく規定しております。 第7条は、委員会の庶務は、事務局で担当いたします。

議長（会長 服部 一）	第8条は、学識経験者等を招致した場合の費用弁償の定めでございます。 附則として、この規程は平成16年3月30日から施行いたします。 以上で、議案第7号「那賀5町合併協議会新市建設計画小委員会規程（案）について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 議案第7号についての事務局の説明が終わりました。 これに関して、ご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） 質疑なしということでございます。 議案第7号については、ご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしということであります。 よって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。 次に、議案第8号「平成15年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について」と議案第9号「平成15年度那賀5町合併協議会予算（案）について」を一括議題といたします。 事務局から説明をしてください。
事務局（総務課長 栗山房大）	議案第8号「平成15年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について」ご説明申し上げます。52ページをお願いいたしたいと思います。 まず、1つ目は協議会の開催であります。ただいま開催しております会議を月1回のペースで開催し、事務事業の調整内容や基本方針について協議・検討するものでございます。 次に、合併協定項目の協議・検討であります。事務事業現況調書に基づき、協定項目の内容について協議・検討をするものでございます。 続きまして、議案第9号「平成15年度那賀5町合併協議会予算（案）について」ご説明いたします。56ページをお開きいただきたいと思います。 歳入につきましては、合併協議会負担金といたしまして5町より80万円ずつの400万円、県よりの合併推進事業補助金として50万円、預金利子といたしまして1千円の合計450万1千円を計上しております。 次に歳出ですが、1款運営費1項会議費では、委員の方々の報酬、費用弁償、需用費等で28万5千円を計上しております。 2項の事務費につきましては、臨時職員の賃金、事務所の借上げ料、事務所の管理に伴います各種委託料、事務所立ち上げに伴います備品購入費等で410万6千円を計上しております。それに予備費の11万円を加えて、歳出総額450万1千円を計上させていただきました。 議案第8号「平成15年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について」及び議案第9号「平成15年度那賀5町合併協議会予算（案）について」のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長 服部 一）	事務局から議案第8号、9号の事業計画（案）、予算（案）についての説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） ご意見、ご質疑ないようです。議案第8号、9号についてはご異議ございません

事務局（総務課長 栗山房大）	か。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしということでございます。 8号、9号については、原案のとおり決定されました。 次に、議案第10号「平成16年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について」と議案第11号「平成16年度那賀5町合併協議会予算（案）について」を一括議題とします。 事務局から説明をしてください。 議案第10号「平成16年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について」ご説明申し上げます。59ページをお願い申し上げます。 事業計画（案）7項目をあげてございます。 1番目といたしまして、協議会の開催であります。先ほどもご説明申し上げましたが、月1回のペースで会議を開催し、事務事業の調整内容や基本方針について協議・検討をするものでございます。 2番目といたしまして、合併協定項目の協議・検討であります。事務事業現況調査に基づきまして、協定項目の内容について協議・検討するものでございます。 3番目は、「まちづくり住民意識調査」の実施でございます。これは4番目の新市建設計画の作成とセットになっているわけですが、建設計画作成のため、今後のまちづくりに関し、広く住民の意向を問う「まちづくり意識調査」を実施し、集計・分析を行うものでございます。 4番目といたしまして、新市建設計画の作成ということで、「まちづくり住民意識調査」の結果等を踏まえ、合併5町の総合的なまちづくり計画である新市建設計画を作成するものであります。 5番目といたしまして、電算事業の統合調査ということで、電算事業の統合にあたり、電算業務の多岐にわたる業務を現状調査、基本方針の策定と新システムの構想等を作成するものでございます。 6番目といたしまして、協議会だよりの発行でございます。協議会の内容や進捗状況、市町村合併に関する資料を掲載した協議会だよりを毎月発行し、全戸配布することによりまして住民への情報提供を行うものでございます。 7番目といたしまして、ホームページの開設であります。協議会だよりと同様、協議会の概要、協議内容の結果等について情報提供を行うものでございます。 続きまして、議案第11号「平成16年度那賀5町合併協議会予算（案）について」ご説明申し上げます。63ページをお願いいたします。 平成16年度合併協議会予算（案）の歳入につきましては、合併協議会負担金といたしまして5町より800万円ずつの4,000万円、それから県よりの合併推進事業補助金500万円等を含めまして、4,502万円を計上いたしております。 次に歳出でございますが、1款1項会議費では、委員の方々の報酬、費用弁償及び会議録作成のための委託料等で489万円を計上しております。 2項の事務費につきましては、臨時職員の賃金、機械器具の借上料、事務所の借上料等で1,293万6千円を計上しております。 2款1項事業推進費のうち、8節の報償費並びに11節の需用費につきましては、
-----------------------	--

議長（会長 服部 一） 榎本委員	新市の名称等にかかる費用でございます。 13節の委託料につきましては、例規集整備に伴う経費、当協議会のホームページ開設・更新のための経費、協議会だより発行に伴う経費、新市建設計画策定のための経費並びに電算事務統合調査に要する経費等で、2,630万円を計上しております。それに予備費の29万4千円を加えまして、歳出総額4,502万円を計上させていただきました。 以上で、議案第10号「平成16年度那賀5町合併協議会事業計画（案）について」並びに議案第11号「平成16年度那賀5町合併協議会予算（案）について」のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 事務局から議案第10号、11号についての説明がございました。 この件についてご意見、ご質問ございませんか。 歳出2款事業費の中で8節の報償費、新市名称謝礼というのは、もう新市の名称は公募して、その中で当選した人に謝礼を渡すというこの予算というふうに理解してよろしいでしょうか。
議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）	事務局。 榎本委員にお答え申し上げたいと思います。 そのとおりでございます。実はこの予算の中でまだ小委員会も実は立ち上がっていない中でこういった予算を計上していることはいかかなことかなと思いつつ、事務局の方でいろいろ考えた末、どうしても今先進地事例なんかを勘案しています中で、新市の名前を公募していくというそういう例が多いものですから、予算的には何らかの措置をしておく必要があるだろうとそういう考え方の中で30万円と、下の需用費も実はチラシ等の作成費用ということで30万円、合計60万円の費用を予算計上させていただいているんですけれども、もしこれが小委員会におきましてもう公募はしないと、委員さんの中で全部決めていくということでまったく費用が要らない、かからないということになりましたら、これは不要な費用になってよかったと思います。以上でございます。
議長（会長 服部 一）	榎本委員さんよろしゅうございますか。 他にございませんか。ないようでございますのでお諮りいたします。 議案第10号、11号については、ご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしと認め、10号、11号については、原案のとおり決定されました。 事務局から説明が続いておりますので、この辺で10分間休憩をしたいと思います。 （ 休憩 午後 3：15 ） （ 再開 午後 3：25 ）
議長（会長 服部 一） 事務局（次長	休憩前に引き続きまして、会議を開きます。 次に、協議事項の項目に移らせていただきます。 協議第1号「合併協定項目について」議題といたします。 事務局より説明願います。 協議第1号「合併協定項目について」ご説明いたします。66ページをお開きく

奥谷敏夫)	ださい。 合併協定項目には、基本的な協定項目、合併特例法に定められた協定項目、それから合併する上で調整が必要と考えられる協定項目及び新市建設計画というように区分しております。詳しくは、附属資料の８ページをお開きください。 合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、財産及び債務の取り扱い、この５つが基本的な協定項目でございます。 ９ページから１０ページにかけまして、議会議員の定数及び任期の取り扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い、一般職の身分の取り扱い、地方税の取り扱い、ここまでが合併特例法に定める協定項目でございます。 この後、ご説明、ご提案させていただきますが、本日は財産及び債務の取り扱い以外の４つの基本的な協定項目と議会議員の定数及び任期の取り扱いについて、並びに新市建設計画の策定についてご提案させていただきます。 それから、１１ページに掲載しておりますその他の協定項目としては数多くございます。 （１）の電算システムの取り扱い。現在、電算システムは広範囲な事務で導入されておりますが、各町でシステムが異なります。新しい市になりますと、それらを統一していかなければならなくなり、大変時間のかかる作業になってまいります。 （２）の特別職の身分の取り扱いとは、町長、助役、収入役、教育長等の特別職がおられますが、新設合併、いわゆる対等合併の場合は、合併をいたしますと全員が失職するということになります。 （９）の町名・字名の取り扱いにつきましても、地域の歴史や文化と住民にとっても愛着の深い部分でもあり、重要な協定項目の１つだと考えております。 （１０）の慣行の取り扱い、町の憲章、それから町の木・花・鳥・各種宣言、これらが５町それぞれに取り扱われております。それらを合併した場合どうするのか。これも協定項目の重要な１つでございます。 （１２）の介護保険事業の取り扱い。これも現在５町で保険料も納期も異なっておりますので、これをどういうふう to 不公平感がないように、一体性が保てるように取りまとめていくのか、これも重要な項目です。 それから、（１６）の各種事務事業の取り扱い。これが一番ボリュームがあるのですが、皆様方には事務事業という to あまりなじみがないかと思いますが、各町の役場がどんな仕事をしているのかというふうにお考えをいただければいいと思います。仕事の仕方、例えば、保育料の問題、水道料の問題、その他もろもろの違いがございます。これを合併時までになるべく不公平感のないように調整していかなければなりません。 次に、１３ページの建設計画についてご説明申し上げます。先ほどご説明申し上げました協定項目と併せまして、協議会の２つの主要な協議内容の１つでございます。新市建設計画とは、合併後のまちづくりのマスタープランであり、平成１７年３月３１日を期日とする合併特例法に基づく様々な支援措置の対象となる事業を計画に盛り込まなければなりません。逆に言いますと、計画に盛り込んでいないと支援措置の対象にならないということでもあります。 新市建設計画の内容は、合併新市の建設の基本方針、いわゆるまちづくりの基本
-------	--

	方針をこの中で示すということと、新市事業だけでなく、県が実施する根幹となる事業もこの中に盛り込んでいくということになってございます。③の公共的施設の統合整備に関する事項、これにつきましては、合併することにより、行政運営を効率的、合理的に進めていくための既存の様々な施設の統合、整理計画も含めてこの中に位置づけなさいということになっております。 ④の合併市町村の財政計画ですが、作成した新市建設計画の実現は、財源の裏づけがあって初めて可能なわけでありまして、財政計画を同時に策定し、実現可能な計画にしなければなりません。それが計画の内容でございます。 次に、建設計画を作成する上での留意事項として5項目掲げております。建設計画という名称からいたしましても、非常にハード的な意味合いが強く感じられますが、道路や建物を建設するというハード的なものだけではなく、ソフト的な部分も含めた「旧町意識」を早期に解消する振興計画とする必要があると思われます。 真に合併市の建設に資する事業を実施していく上で、様々な支援措置、支援プランもありますが、やはり厳しい財政状況の中でもあり、本当に地域の将来的なまちづくりにとって何が必要なのか、十分吟味した上で盛り込んでいていただきたいと思います。 住民の福祉の向上はもちろんのこと、建設計画は地域全体のレベルアップに資するもので、行政改革、合理化という観点からも取り組んでいく必要があります。それから、人口が減少したり、高齢化が進展する地域がある場合については、特に配慮して、全体として発展していけるかどうか、そういう気配りも必要になってまいります。 最後に、県協議であります、建設計画を策定するときは、県知事と協議をしなければならないとなっております。 次に、14ページには、各種調整項目を調整していく上での基本的な方針ということで、6項目の原則を踏まえることが必要ではないかということで、一体性確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則を掲げさせていただいております。読んでいただければ一目瞭然のことばかりですが、こうした観点に立って協議を進めてまいりたいと考えております。 なお、基本的な協定項目の合併の方式、期日、名称、事務所の位置等、そうしたものを含めまして、約1,500以上の協定項目がございますが、これらを協議会で調整していくということは、時間的にも、量的にも無理がございます。その1,500項目の中には、行政内の事務的な手続、方法という大事なことなのですが、住民の方々には直接関係の少ない項目もあり、この協議会で議論していただくべき内容、項目数を5町の職員で構成しております幹事会、専門部会、事務局とで議論していただく項目を絞り込んでいるところであり、はっきりとした数は言えませんが、概ね500項目前後ではないかと想定しております。 次に、同じ14ページの下段に調整方針の分類とありますが、これは委員の皆様方にご審議いただき、お示しいただく基本的な方針を分類したもので、概ね6つに分類されます。協議会での調整方針をもとに、詳細は行政レベルで調整を図ります。 まず、①は「現行のとおりとする。」というものでございます。これは、5町で
--	--

	同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項、新市発足の日からそのまま新市へ移行することが適当な事項に用いられます。 ②は、「合併時に統合する。」というもので、5町で制度はあるが、内容に相違がある、あるいはいずれかの町で制度がないため調整が必要な事項で、新市発足の日から施行する事項、いずれかの町の例にならい調整する方法と、まったく新しい制度化する方法がありますが、協議会において調整方針、方向を決定し、5町において合併までに調整方針に従い、具体的に調整することが適当な事項に用いられます。 ③は、「新市において策定する。」というもので、5町で制度はあるが、内容に相違がある、あるいはいずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から施行するよりも、新市において新市の状況を見ながら、できるだけ速やかに策定した方が適当な事項、協議会において調整方針（方向）を決定し、合併後、新市において速やかに調整方針に従い、具体的に調整することが望ましい事項に用いられます。 ④は、「合併後に統合する。」というもので、5町で制度はあるが、内容に相違がある、あるいはいずれかの町で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は旧町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項、協議会において調整方針を決定し、合併後、新市において調整方針に従い、具体的に調整することが適当な事項に用いられます。 ⑤は、「合併時に廃止する。」というもので、5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいはいずれかの町で制度がないため、調整が必要な事項であるが、新市発足の日の前日までに廃止する事項、社会情勢の変化により制度の必要がなくなり、廃止することが適当な事項に用いられます。 ⑥は、「合併後に廃止する。」というもので、5町で制度はあるが内容に相違がある、あるいはいずれかの町で制度がないため、調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は旧町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項、協議会において調整方針（方向）を決定し、新市において調整方針に従って具体的に調整することが適当な事項に用いられます。 次に、これら6つの調整方針の分類以外に、調整方針案を作成する事項がございます。 1つは、住民生活に深く関わりのある事項に絞って、調整方針案を作成する。もう一つは、住民の負担増を伴うもの、住民サービスが低下するものにあっては、具体的な理由を明記するというものでございます。 ページを戻っていただきまして、2ページから4ページにかけて、協議項目のスケジュールを載せておりますが、事務の都合上、多少の変更があるかと存じますが、ご了承ください。なお、建設計画の作成は平成16年9月までに、調整項目は平成16年10月までに終えていただく必要があります。 それから、当協議会で協議していただきます項目の手順ですが、16ページの手順（案）をご覧ください。 ①から⑨の順で進めていくわけですが、まず事務局で調整項目の資料作成をしたものを協議会にお示しします。それを次の協議会で確認、決定していただきます。
--	--

議長（会長 服部 一）	決定できない項目については、継続協議として取り扱いをし、次の協議会で決定していただきます。すべての項目について同様にこの手順を進めていっていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。以上です。 事務局のから協議第1号の「合併の協定項目について」の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。 では、お諮りします。 この協議第1号については、事務局の説明どおり確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしということでございますので、協議第1号は確認いただけたものとします。 次に、協議第2号「合併の方式について」及び協議第3号の「合併の期日について」一括議題とします。 事務局から説明願います。
事務局（次長 奥谷敏夫）	それでは、協議第2号「合併の方式について」、協議第3号「合併の期日について」を一括でご提案させていただきます。67ページをお開きください。 これら案件については、先ほどの協議手順のところでもご説明申し上げましたが、本来は本日提案させていただき、次回の協議会で皆様方にご協議いただき、ご確認いただくものでございますが、本日の提案をもってご確認いただきたいと考えております。 これは合併特例法の法期限を考えますときに、今後、合併協議を進めていく上で、先ほどからご報告やご説明を申し上げました膨大な協議内容に大きな影響を及ぼす最も基本となる事項であり、一刻でも早く協議を進めてまいりたいというものでございます。 それでは、ご説明をさせていただきます。協議第2号「合併の方式について」の調整方針（案）を次のとおり提出いたします。「打田町・粉河町・那賀町・桃山町及び貴志川町を廃止し、新しい市を設置する新設合併とする。」というものでございます。 68ページの左側に新設合併、いわゆる対等合併、右側には編入合併、いわゆる吸収合併、この対比を参考資料として添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。 主な項目についてご説明します。まず、地方公共団体としての法人格は、新設合併の場合、5町とも法人格は消滅し、新たな法人格が発生しますが、編入合併では編入される町の法人格が消滅することとなります。 市の名称は、新設合併の場合、新たにつけることとなりますが、篠山市のように、合併前の町名等が新たな名称になった例もあります。編入合併の場合、編入する町の名称となるのが通例でございます。 合併に当たりましては、5町が対等な立場で合併することによりまして、5町が昭和の大合併後、長きにわたり育んできましたそれぞれの地域の特性をお互いに平等な立場で認め合い、尊重しあいながら新しいまちづくりのスタートラインに立つことが、魅力ある総合的なまちづくりにつながるものと考え、ご提案させていただ

議長（会長 服部 一）	くものでございます。 続きまして、６９ページの協議第３号「合併の期日について」でございます。調整方針（案）といたしましては、「平成１７年３月３１日までの日とする。」合併をする場合は、合併特例法の期限内に行うことを前提とするということにつきまして共通確認をするため、協議会に提出させていただきました。 平成１７年３月３１日までには後１２カ月しか残されておられません。総務省が示しております合併に要する標準日数は、２２カ月と言われております。そういたしますと、これからの合併協議は相当精力的に行っていただかなければなりません。現在、国においては、合併を促進するため、平成１７年３月３１日までに各町の議会の議決を経た上で県知事に合併の申請を行い、平成１８年３月３１日までに合併したものについては、現行の特例法の規定を適用するとした経過措置がこの３月９日に閣議決定され、同日、今国会に特例法の改正案として提出されております。事実、国での手続期限が延長されたことになるわけです。 具体的な期日につきましては、今後の合併協議の進捗状況等を踏まえ、最も望ましい日を決定していくことになると思われますが、今回の調整方針案につきましては、合併特例法の期限内に合併を目指すという共通確認でお願いいたします。 以上で、協議第２号及び第３号の説明を終わります。 ただいま、協議第２号「合併の方式について」及び協議第３号の「合併の期日について」の提案がありました。 本来、ご提案申し上げました項目につきましては、次回以降の協議会でご確認いただきますが、説明にもございましたように、この項目は、今後の協議の事項を確認していく上で最も基本となる項目であり、合併特例法の法期限からして、今日の協議会においてご確認をいただきたいと存じます。 まず、協議第２号の「合併方式について」の説明に対するご質問なりご意見ございませんか。 それでは、お諮りします。 協議第２号「合併の方式について」事務局からの調整方針案は、「打田町・粉河町・那賀町・桃山町及び貴志川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併する。」というものでございます。調整方針（案）のとおり確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしと認めます。 よって、協議第２号「合併の方式について」は、調整方針（案）のとおりご確認いただいたものとさせていただきます。 次に、協議第３号「合併の期日について」のご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） 質疑なしということでございます。 お諮りします。 協議第３号「合併期日について」、事務局から調整方針（案）は「平成１７年３月３１日までの日とする。」というものでございます。調整方針（案）のとおり確認することにご異議ございませんか。
-------------	---

事務局（次長 奥谷敏夫）	（「異議なし。」の声あり。） 異議なしと認めます。 よって、協議第3号「合併の期日について」は、調整方針（案）のとおりご確認いただけたものとさせていただきます。 次に、協議第4号の「新町の名称について」、協議第5号「新市の事務所の位置について」、協議第6号「新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」及び協議第7号「新市建設計画の策定について」を一括議題として事務局から説明願います。 協議第4号から協議第7号までを一括してご説明申し上げます。まず、71ページをお開きください。 協議第4号「新市の名称について」は、先ほど議案第5号でご決定いただいた「新市の事務所の位置等検討小委員会」に付託し、選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会でご確認いただくというものでございます。 72ページには調整案・公募案を掲載しておりますが、先進地事例では一般公募が数多くございます。 次に、73ページの協議第5号「新市の事務所の位置について」これも議案第5号でご決定いただいた「新市の事務所の位置等検討小委員会」に付託し、検討の上、協議会でご確認いただきたいと考えております。 74ページには、各町の事務所の位置・敷地面積及び位置を決定する必要性、決定基準、それに伴う法令を掲載しておりますのでご参照ください。 次に、75ページをお開きください。 協議第6号「新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」は、議案第6号でご決定いただいた「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」に付託し、検討していただき、協議会でご確認いただきたいと考えております。 76ページには、現在の各町の議員定数・任期、それに議員の身分の取り扱いについて3つの方法を掲載しております。 1つは、合併特例法を適用しない場合。これは合併関係市町村廃止と同時に、議員が失職し、設置の日から50日以内に選挙を行うというものであります。 2つ目は、合併特例法第6条による定数に関する特例を適用し、地方自治法に定める上限数、人口5万以上10万未満の市は30人となっておりますが、この30人の2倍以内の条例で定める定数で、合併後50日以内に設置選挙を行うというものであります。 3つ目は、合併特例法第7条による在任に関する特例を採用いたしますと、選挙は行わず、5町の議会議員全員が合併後2年を超えない範囲で引き続き新市の議員として在任することができます。在任期間が終わりますと、次の選挙からは新市の条例定数で選挙を行うこととなります。 次に、77ページをお開きください。 協議第7号「新市建設計画の策定について」は、多分野にわたり、相当の時間を要するものと思われます。これは議案第7号でご決定いただいた「新市建設計画策定検討小委員会」に付託し、ご検討いただき、協議会でご確認いただきたいと存じます。
-------------------------	---

議長（会長 服部 一）	したがいまして、合併協議会規約第11条の規定に基づき、協議第4号「新市の名称について」及び協議第5号「新市の事務所の位置について」は、「新市の事務所の位置等検討小委員会」へ、協議第6号「新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」は、「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」へ、協議第7号「新市建設計画の策定について」は、新市建設計画策定検討小委員会」へそれぞれ付託し、調整していただいた後、ご報告いただき、その報告をもとにご確認をいただきたいと存じます。 以上で、協議第4号から第7号までの説明を終わります。 協議の第4号から7号までの説明が終わりました。 繰り返さずにお諮りいたします。 那賀5町合併協議会規約第11条の規定より、協議第4号「新市の名称について」及び協議第5号「新市の事務所の位置について」は、「新市の事務所の位置等検討小委員会」へ、協議第6号「新市の議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」は、「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」へ、協議第7号の「新市建設計画の策定について」は、「新市建設計画策定検討小委員会」にそれぞれ議案を付託して、調整をしていただくということにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしと認めます。 では、各委員会での調整方をよろしく願いいたします。 それでは、ここで各小委員会の委員構成を行いたいと思います。 町長、助役、議長及び議員の皆様方は、所属委員会が決定しておりますが、学識経験者の皆様方は決定しておりません。 学識経験者の方々の所属についていかがいたしましょうか。 （「議長一任」の声あり。） 「議長一任」ということでございます。私の方から指名させていただいてよろしゅうございますか。 （「異議なし。」の声あり。） 異議なしということでございますので、誠に僭越ではございますけれども、私の方からご指名をさせていただきます。 まず、「新市の事務所の位置等検討小委員会」へは、同規程第3条により、根来委員・東委員・山下委員・中村委員・木戸委員・高橋委員・原委員・大森委員・高田委員・奥委員・大西委員・藤田委員・西平委員・田村委員・松田委員、そして私服部、以上16名の委員さんをお願いしたいと思います。 次に、「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」へは、榎本委員・杉原委員・黒田委員・山岡委員・竹村委員・南木委員・柳本委員・仮屋委員・津田委員・松浦委員さんの以上10名の皆さんをお願いいたします。 続きまして、「新市建設計画策定検討小委員会」へは、藤永委員・増田委員・丸井委員・千田委員・武部委員・上野委員・松井委員・岡田委員・宇田委員・河上委員の以上10名の皆さんをお願いしたいと思います。 なお、本日、委員長及び副委員長の選任を行うところではございますが、時間の都合上、各委員会の初会合開催時に選任をお願いしたいと存じますので、ご了承い
-------------	---

事務局（次長 奥谷敏夫）	ただきたいと思います。 以上で、本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。 次に、会議次第の８番目、「次回協議会の開催について」事務局の方から説明を求めます。 冒頭で申し上げましたけれども、会議資料の７８ページをごらんいただきたいと思います。
議長	「次回協議会の開催について」ということで、予定表を添付させていただいております。 次回第２回協議会は４月２２日木曜日午後１時３０分から、那賀町総合センター１階の大会議室で開催を予定しております。 今後、若干の変更もあろうかと思いますが、その節にはご了承方よろしくお願い申し上げます。 以上でございます。 回りの協議会の開催について何かご質問はございませんか。事務局の案どおりでよろしゅうございますか。
	（「なし。」の声あり。） ありがとうございます。 次に、会議次第の９番目のその他についてでございますけれども、事務局並びに委員の皆様方から何かご意見ございませんか。事務局、まずありますか。
事務局（総務課 長 栗山房大）	それでは、事務局の方からご連絡申し上げます。 第１回目の各小委員会の開催につきましてご連絡申し上げます。 まず、「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会」につきましては、４月９日金曜日、午前１０時から当粉河ふるさとセンター２階の視聴覚室で。また「新市の事務所の位置等検討小委員会」につきましては、同じ４月９日の金曜日、午後１時３０分からこの粉河ふるさとセンター２階の視聴覚室で。そして「新市の建設計画策定検討小委員会」につきましては、４月１２日月曜日、午後１時３０分から打田町保健福祉センター３階の大会議室でそれぞれ開催させていただきたいと考えておりますので、お忙しい中ではございますが、お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。また、正式の案内文書につきましては、後日、発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。
	それから、事務局の方で用意させていただいております、その机の上でございますファイルにつきましては、ご自分の資料をとじていただきましてお持ち帰りをお願いいたしたいと思います。
議長（会長 服部 一）	なお、筆記用具につきましては、また鉛筆等を事務局の方で削ったり、準備いたしますので、そのまま机の上に残しておいていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 総務課からは以上でございます。 事務局に委員さんから要望があったんですけれども、ファイル、資料を入れる袋、提げやすいのを用意してくださいということです、はりこんでいただきたいと思います。
	委員の皆さんから他にご意見ございませんか。

副会長（中村慎司）	ないようでございます。ないようでございますので、本日の会議は大変盛りだくさんの内容でございましたが、皆様方のご協力をもちまして、スムーズに会議を運営することができましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。 それでは、閉会にあたりまして、那賀５町合併協議会副会長の中村慎司より閉会のごあいさつを申し上げます。 那賀５町の第１回の合併協議会ということで、大変長時間にわたって報告事項、議案、協議等々すべて皆様方のご協力によりまして提案どおりご承認をいただきました。早速、９日に小委員会ということの中で、いよいよ具体的に皆さん方にご審議を検討をいただかなければならないことになります。１年という時間はあっという間に過ぎると思います。職員も大変いろいろなすり合わせで頑張っております。各委員さんには５町合併、本当に良かったなと言ってもらえるような合併になりますように今後とものご協力をよろしく申し上げ、第１回のこの協議会を終了させていただきます。
議長（会長 服部 一）	ありがとうございました。 これで、本日の日程はすべて終了いたしました。皆様方には慎重にご協議をいただきましてありがとうございました。 次回からひとつ、わきあいあいの中でお進めいただきたいと思います。ありがとうございました。 （ 閉会 午後 ４時００分 ）

那賀 5 町合併協議会会議運営規程第 8 条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀 5 町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員